

厚生労働省 新卒者支援チーム関連施策 広報資料

○ 新卒者向けの職業訓練（緊急人材育成支援事業） の案内リーフレット

- ・ リーフレット（全国版）

「就職先が決まらないまま卒業された方へ」

- ・ 東京の例（リーフレット東京版、訓練4コースのリーフレット）

- ・ 基金訓練認定コース情報（平成22年3月10日現在）

○ 新卒者体験雇用事業の案内リーフレット

- ・ 新卒者向け

「就職先が決まらないまま卒業された方へ 新卒者体験雇用事業のご案内」

- ・ 事業主向け

「事業主の方へ 新卒者体験雇用事業のご案内」

○ 新規大卒者等向けの相談窓口の案内リーフレット

「学生職業総合支援センター・学生職業センター・学生等職業相談窓口」

～就職が決まらないまま卒業された方へ～

新規学校卒業者向けの職業訓練を無料で受けられます。

訓練期間：標準6ヶ月

・社会人としての心構えや、就職に必要な基礎力の養成、主要な業界・業種に係る短期間の体験などを内容とする訓練です。

※テキスト代等実費については、自己負担となります。

訓練の対象となる方

平成22年3月卒業（予定を含む）で就職未決定の学生・生徒

※ 中学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院、短期大学を含む。）等の学生・生徒

訓練期間中の生活費（月10万円）を支給します。

訓練・生活支援給付金の対象となる方

以下の主な要件に該当する方が対象となります。

- ① ハローワークのあっせん等を受けて、職業訓練を受講する方
- ② 世帯年収300万円以下の方
- ③ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下の方

さらに、希望者には、5万円を上限として融資の利用が可能です。

※訓練の出席日数が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

詳しくはハローワークにご確認ください。

新規学校卒業者向けの職業訓練を受講するための手続きについて

- ① 訓練コースの情報は、設定され次第、ハローワークの窓口や中央職業能力開発協会のホームページ (<http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>) でご覧いただけます。
- ② 職業訓練を受講するためには、ハローワークにおいてキャリアコンサルティングを受けた上で、職業訓練のあっせん等を受ける必要があります。また、訓練の受講に当たっては、一定の選考（面接・筆記問題等）が行われる場合があります。なお、就職のために訓練が必要ないとハローワークが判断した場合は、希望した職業訓練を受講できない場合があります。
- ③ 訓練・生活支援給付金の支給を受けるためには、職業訓練のあっせん等を受けたハローワークを通じて、申請書類（※）を提出することになります。
（※）主な申請書類：本人確認書類、写真、世帯年収を確認する書類等

《お問い合わせ先》

最寄りの都道府県労働局、ハローワーク

職業訓練及び訓練・生活支援給付の概要については、中央職業能力開発協会ホームページもご覧ください。

(<http://www.javada.or.jp/kikin/support01/01.html>)

未就職学卒者向け職業訓練【基金訓練】

受講生募集のご案内

平成22年3月30日開講

募集期間：平成22年3月8日（月）

～平成22年3月17日（水）

選考日：平成22年3月19日（金）

【選考結果通知日3月19日（金）】

未就職学卒者向け基金訓練って何？

社会人としての心構えや、就職に必要な基礎力の養成、主要な業界・業種に係る短期間の体験などを内容とする訓練です。

訓練期間：標準6ヶ月

テキスト代等実費については、自己負担となります。

未就職者向け基金訓練対象者は？

平成22年3月卒業（予定を含む）で就職未決定の学生・生徒の方が対象です。

※ 中学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院、短期大学を含む。）等の学生・生徒

訓練・生活支援給付金制度 訓練期間中の生活費（月額10万円）が支給されます。

以下の要件に該当する方が対象となります。

- ・ ハローワーク所長のあっせんを受けて、職業訓練を受講する方
 - ・ 世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
 - ・ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- さらに希望者には、5万円を上限として融資の利用が可能です。遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が、毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

まずは、
ハローワークへ
相談だ！

都内ハローワーク・東京労働局・中央職業能力開発協会

東京労働局ホームページ：<http://www.roudoukyoku.go.jp>

詳細については、お気軽にハローワーク窓口までお問い合わせ下さい。



未就職学卒者向け基金訓練コース情報

基礎演習コース

注:コースについては、応募状況等による中止又は内容(定員・選考日・募集期間等)が変更されることがありますので、予めご了承下さい。

No.	訓練科名	訓練実施施設名	訓練期間	時間	定員	訓練番号	所在地	電話	最寄駅
1	基礎演習科	LEC東京リーガルマインド水道橋本校	平成22年3月30日 ～平成22年9月28日	10:00～16:30	20	21-13-02-00-0785	東京都千代田区三崎町2-2-15 ダウインチビル	03-5913-6404	JR水道橋駅
	主な訓練内容:	基礎学力、仕事の基礎能力、IT活用の基礎知識、IT活用の基礎実習、ホスピタリティマインド(接客・サービス業の基礎知識)、企業会計の基礎知識(日商簿記3級レベル)、ワークガイダンス講習 等							
	基礎演習科	専門学校 東京テクニカルカレッジ	平成22年3月30日 ～平成22年9月24日	10:00～16:40	20	21-13-02-00-0788	東京都中野区東中野4-2-3	03-3360-8155	JR東中野駅
2	基礎演習科	専門学校 東京テクニカルカレッジ	平成22年3月30日 ～平成22年9月24日	10:00～16:40	20	21-13-02-00-0788	東京都中野区東中野4-2-3	03-3360-8155	JR東中野駅
主な訓練内容:	基礎学力、情報基礎、IT活用の基礎実習、ホームページ作成、建築実務、ビジネス文書作成基礎実習、職業社会とモラル、ワークガイダンス講習 等								
3	基礎演習科	読売理工医療福祉専門学校	平成22年3月30日 ～平成22年9月17日	9:00～14:30	20	21-13-02-00-0793	東京都港区芝5-26-16	03-3455-0221	JR田町駅
	主な訓練内容:	基礎力向上、ものづくり基礎、パソコンネットワークの基礎、ビジネス英会話、簿記、IT基礎、・応用実習、業界特化分野の基礎演習(工業、介護福祉、旅行観光、商業デザイン等)、ワークガイダンス講習 等							
1	基礎演習科	LEC東京リーガルマインド水道橋本校	平成22年3月30日 ～平成22年9月27日	10:00～16:30	30	21-13-02-00-0786	東京都千代田区三崎町2-2-15 ダウインチビル	03-5913-6404	JR水道橋駅
	主な訓練内容:	基礎学力、ビジネス基礎能力、IT活用の基礎知識、IT活用の基礎実習、ホスピタリティマインド(接客・サービス業の基礎知識)、企業会計の基礎知識(日商簿記3級レベル)、ワークガイダンス講習 等							

未就職学卒者向け基金訓練の流れ

ステップ1 (受講申込)
3/8 (月) ~ 3/17 (水)

ハローワークでキャリア・コンサルティングを受け、訓練の申し込みをします。

- ・ 申し込みには写真が必要です。(縦4cm×横3cm)
- ・ 郵送または代理人による申し込みはできませんのでご注意ください。
- ・ 受講申込書に「氏名」「性別」「生年月日」「年齢」「現住所」「電話番号」「職歴」を記入し、ハローワークで受付印を押印してもらってください。
- ・ 訓練・生活支援給付金の受給を希望される方は、その説明を受けて下さい。

※ **中学校・高等学校卒業生の方は、現住所(居所)又は高校等の所在地を管轄するハローワークへ!**
短大・大学等の卒業生の方は、現住所(居所)を管轄するハローワークへ!

ステップ2 (選考申込締切)
~ 3/18 (木)

選考等については、訓練実施校に直接お問い合わせ下さい。

ステップ3

3/19 (金) 選考日

(当日選考結果通知)
「受講申込書」を提出し、選考試験を受けて下さい。

ステップ4
~ 3/29 (月)

1. 選考の結果、合格の選考結果通知書を受領した方は、訓練開始前に合格通知書を住所を管轄するハローワークに提出し、「受講勧奨通知書」の交付を受けて下さい。併せて、訓練・生活支援給付金の受給を希望される方は、住所を管轄するハローワークに「受給資格認定申請書」及び確認書類を提出して下さい。
2. 受講勧奨通知書を訓練実施校へ提出し、入校手続きをとって下さい。

※提出後の書類・写真はお返してきませんので、ご了承下さい。

ステップ5

3/30 (火) 受講開始

就職先が決まらないまま卒業された方へ 新卒者体験雇用事業のご案内

～1か月の体験雇用で就職の選択肢を広げましょう！～

新卒者体験雇用事業とは？

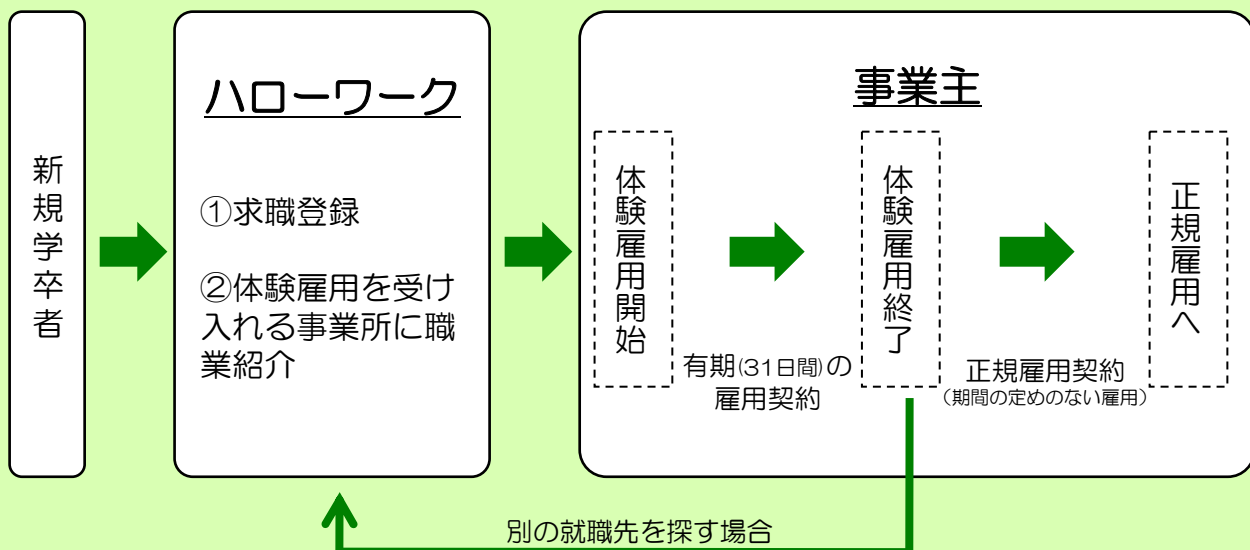
就職先が決まらないまま卒業された方を対象に、1か月間の体験的な雇用を通じて、希望職種の選択肢を広げていただくとともに、仕事をする中でその職種や職場の理解を深め、その後に正社員に移行することをねらいとするものです。

体験雇用事業の対象となる方

平成22年3月卒業（予定）で就職先が決まっていない学生・生徒等

- ※ 中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- ※ ハローワークに求職登録を行う必要があります。ハローワークで、体験雇用を行うことにより、就職可能性が高まると認められた方に、体験雇用を紹介します。
- ※ 体験雇用を開始する日現在の満年齢が40歳未満の方が対象です。
- ※ 卒業日については、平成22年3月を原則としていますが、平成21年10月から平成22年9月末までに卒業する方も対象になります。

体験雇用事業の流れ



※ 体験雇用の対象となる求人をハローワークに提出し、体験雇用を受け入れた事業主には、体験雇用終了後に奨励金（8万円）が支給されます。

体験雇用の内容

1. 体験雇用の期間は？

- ◇ 体験期間は、1か月（31日間）です。
- ◇ 体験雇用の開始日は、卒業日の翌日以降です。
※ 中学生については4月1日以降になります。

2. 体験雇用期間中の身分は？

- ◇ 体験雇用期間中は有期雇用契約を締結します。
- ◇ 体験雇用期間中も「労働者」ですので、労働基準法等の労働関係法令が適用され、事業主から賃金が支払われます。

3. 体験雇用期間中の労働時間、賃金は？

- ◇ 体験雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の労働時間と同程度です。
- ◇ 体験雇用を開始する時に、労働時間や賃金などについて、事業所が作成する「体験雇用実施計画書」により決定されます。事業所の担当者とよく相談して内容を確認のうえ、同意欄に署名（又は記名押印）してください。
※ 中学生・高校生の場合は、保護者等の同意も必要です。

4. 体験雇用を終了すれば必ず正規雇用される？

- ◇ 「体験雇用実施計画書」に、事業所の担当者と相談のうえ「正規雇用に移行するための要件」を定めていただきます。
これを満たせば正規雇用に移行することとなりますが、事業所の求める要件に達しなかった場合など、正規雇用に移行できない場合もあります。

5. 体験雇用が終了したら？

- ◇ 事業所からハローワークに「体験雇用結果報告書兼新卒者体験雇用奨励金支給申請書」が提出されます。正規雇用に移行した後の労働条件などが記載されておりますので、内容をよく確認し、同意欄に署名（又は記名押印）してください。
※ 中学生・高校生の場合は保護者等の同意も必要です。

詳しくは都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。



(事業主の方へ) 新卒者体験雇用事業のご案内

～ 就職先が未決定の新規学卒者を、**体験雇用(31日間・有期雇用)**として受け入れる事業主の方に、**新卒者体験雇用奨励金(対象者1人につき月額8万円)**を支給します！ ～

当事業は、就職先が未決定の新規学卒者の方を対象に、体験的な雇用機会を設けることにより、就職先の選択肢を広げるとともに、求職者と事業主との相互理解を深め、その後の正規雇用への移行を促進するものです。

※当事業は、平成22年度限りの時限措置です。

※体験雇用終了後の正規雇用への移行は、他の雇入れ助成金の支給対象にはなりません。

体験雇用事業の対象者

次の①、②のいずれにも該当する者のうち、正規雇用の実現や雇用機会の確保のためには、体験雇用を経ることが適当であると安定所長が認める者

- ① 平成21年10月から平成22年9月末までに卒業した者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者
- ② ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定の者

※平成23年3月末までに体験雇用を開始した対象者が奨励金の支給対象となります。

体験雇用の内容

1. ハローワークに体験雇用求人登録する必要があります。

2. 体験雇用は31日間の有期雇用です。

※ 体験雇用の開始日は卒業日の翌日以降となります。(ただし、中学生については、労働基準法第56条第1項の規定により、4月1日以降となります。)

※ 労働基準法等の労働関係法令に基づき、対象者との間で有期雇用契約を結び、賃金を支払います。

3. 体験雇用開始の日から10日以内に「体験雇用実施計画書」の提出が必要です(提出に当たっては、対象者の同意を得る必要があります)。

※ 体験雇用期間中の賃金、労働時間等については、体験雇用の開始に当たり安定所に提出いただく「体験雇用実施計画書」において、予め定めていただく必要があります。

なお、体験雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度(30時間を下回らない)です。

※ 「体験雇用実施計画書」に定めていただくことになる「正規雇用へ移行するための要件」を対象者が満たした場合は、特段の事情が無い限り、体験雇用終了後には正規雇用に移行することになります。

4. 体験雇用終了日の翌日から起算して1か月以内に「体験雇用結果報告書兼新卒者体験雇用奨励金支給申請書」の提出が必要です(提出に当たっては、対象者の同意を得る必要があります)。

5. 審査終了後、対象者1人当たり8万円の奨励金を支給します。

支給対象事業主となる要件

1. 安定所の紹介により対象者を体験雇用として雇い入れ、体験雇用を実施した事業主
2. 安定所から体験雇用に係る職業紹介を受ける以前に、当該職業紹介に係る対象者を雇用することを約している事業主ではないこと
3. 雇用保険の適用事業の事業主であること
4. 体験雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から体験雇用を終了した日までの間において、事業所で雇用する被保険者を事業主の都合により解雇等したことがない事業主
5. 体験雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から体験雇用を終了した日までの間において、特定受給資格者となる離職理由によりその雇用する被保険者が3人を超え、かつ、当該雇い入れ日における被保険者数の6%に相当する数を超えて離職させていない事業主
6. 体験雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間において、当該体験雇用に係る対象者を雇用したことがない事業主
7. 体験雇用を開始した日の前日から起算して1年前の日から当該体験雇用開始の日の前日までの間において、当該体験雇用に係る対象者を雇用していた事業主との資本金、経済的・組織的関連性等からみて、新たに雇い入れられたものとして奨励金を支給するに当たって適当でない判断される事業主以外の事業主
8. 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料を納入していない事業主以外の事業主であること
9. 体験雇用を開始した日の前日から起算して3年前の日から奨励金の支給決定を行う日までの間において、不正行為により本来受けることのできない奨励金及び雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の不支給措置を受けたことがない事業主
10. 体験雇用を実施する事業所において、労働関係帳簿(出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等)を整備・保管している事業主
11. 体験雇用期間中の体験雇用労働者に支払うべき賃金について、支払期日を超えて支払っていない事業主以外の事業主であること
12. 労働関係法令の違反を行っていることにより、適正な雇用管理を行っていると認められないため奨励金を支給することが適切でない事業主以外の事業主であること
13. 安定所の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象者に対し、労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象者から求人条件が異なることについて申出があった事業主以外の事業主

体験雇用実施計画書の記入上の注意点

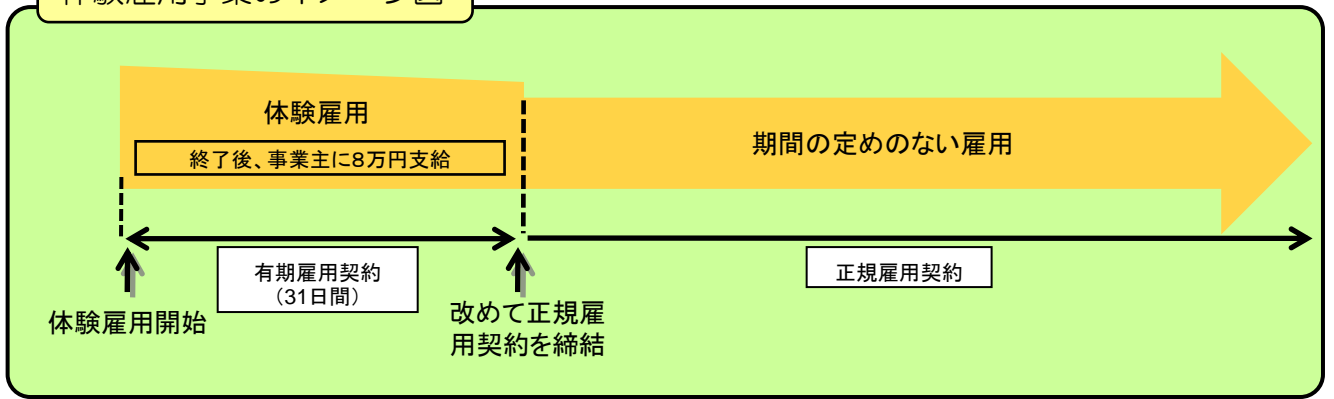
1. ①、②欄は次により記入してください。
 - (1) 体験雇用を実施する事業所が支社・営業所等事業主と異なる場合には、①欄には事業主について記入し、②欄には体験雇用を実施する事業所について記入してください。
 - (2) ②欄の「雇用保険適用事業所番号」欄には、体験雇用を実施する事業所の番号を記入してください。また、企業の他の事業所(本社等)で一括して雇用保険に加入している場合には、当該加入している事業所に係る番号を記入してください。
2. ③欄は対象者の氏名・生年月日及び体験雇用開始日時点の満年齢を記入してください。
3. ④欄は最終学歴に該当する番号に○を付してください。この場合、「1. 大学生等」は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、職業能力開発施設及び職業能力開発総合大学校のことをいいます。
4. ⑤欄は体験雇用の開始日及び終了予定日を記入してください。
5. ⑥欄は紹介状裏面の求人番号を記入してください。
6. ⑦欄は体験雇用期間中に対象者のために実施する指導・研修、正規雇用への移行に有効な措置及び体験雇用を実施する場所を具体的に記入してください。
7. ⑧欄は体験雇用を終了した後、正規雇用に移行するための条件を具体的に記入してください。条件については、「やる気があること」等のように、事業主の主観的な判断によるのではなく、「業務についての当該事業所において基礎的とされる知識を身につけること」、「業務を円滑に遂行できると認められること」等具体的な判断基準を記入してください。
8. ⑨欄は体験雇用期間中の労働条件を記入して下さい。
9. ⑩欄は本計画について、公共職業安定所から問い合わせをする場合の連絡先となる担当者の方について記入してください。
10. ⑪欄は体験雇用を実施した対象者本人の確認欄です。本人が当該計画書の内容を確認し記名押印又は署名するようにしてください。(※対象者が中学生・高校生の場合は、保護者等の記名押印又は署名も必要です。)

体験雇用実施計画書

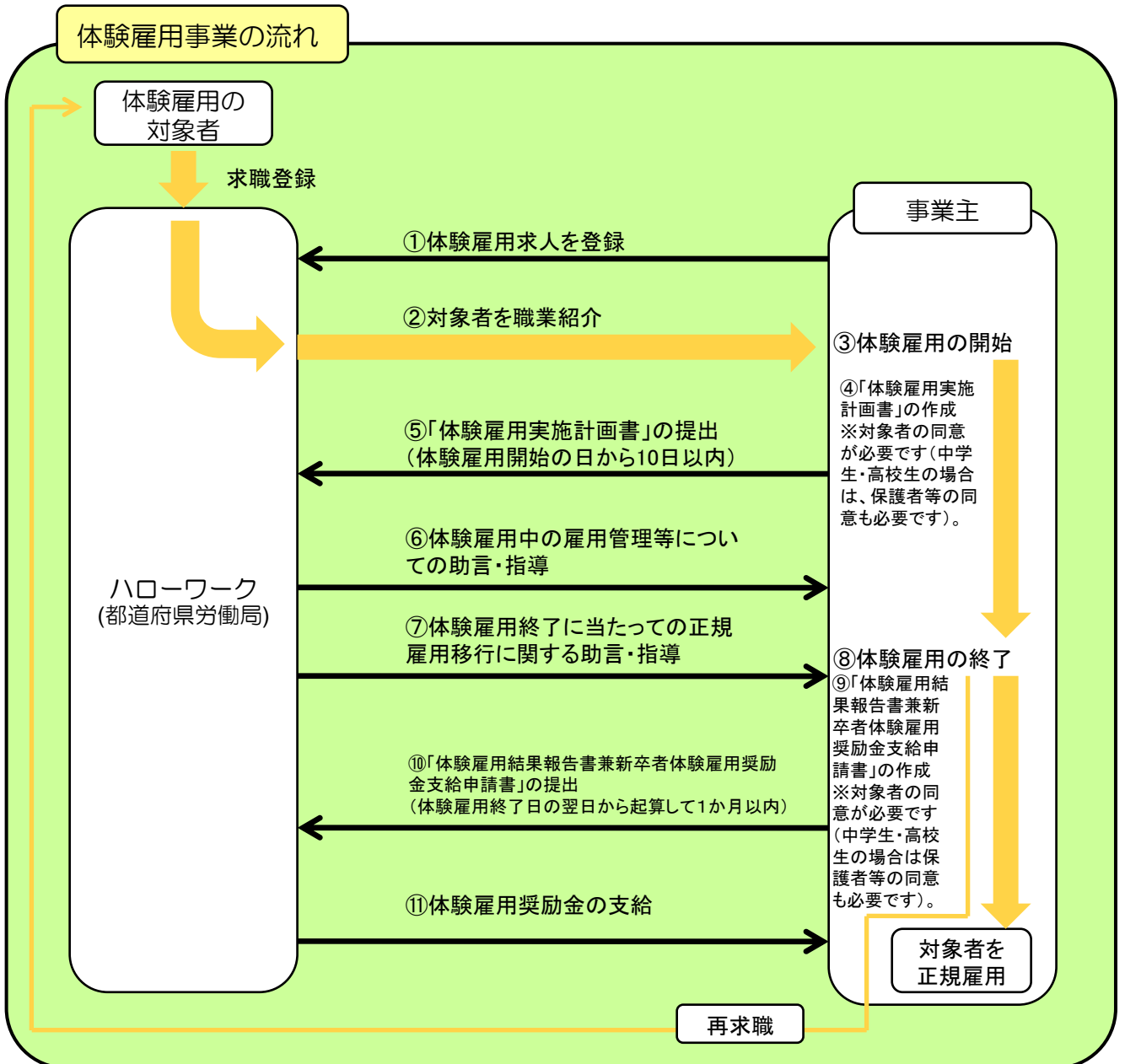
提出日 平成 年 月 日

①企業名		フリガナ					
②体験雇用を行う事業所	名称(①と同じである場合は省略可)	フリガナ				雇用保険適用事業所番号	
	所在地 (〒 -)					電話 ()	
③対象者氏名		フリガナ			生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)	
④対象者種別 (いずれかに○)		1. 大学生等 2. 高校生 3. 中学生					
⑤体験雇用期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	⑥体験雇用に係る求人番号				
⑦体験雇用期間中に講じる措置の内容		(実施場所)			⑧正規雇用に移行するための要件		
⑨体験雇用期間中の労働条件		賃 金	基本給 月額・日額 ・ 時給 定額的に支払われる手当 1か月当たり				円 円
		就業時間	: から : まで 週休 日 1週間当たりの所定労働時間 時間 (通常の労働者の1週間当たりの所定労働時間 時間)				
		その他	(補足説明:)				
⑩体験雇用に係る事務手続の担当者		氏名				役職	
		連絡先 (②の所在地と同じ場合は省略可)	(〒 -)				電話 () - (内線)
⑪上記内容について、同意します。 (体験雇用対象者氏名)						公共職業安定所受理印	
(保護者等氏名) ※対象者が中学生・高校生の場合に記載						受理番号: 連絡先安定所:	
(備考)						記名押印 又は署名 記名押印 又は署名	

体験雇用事業のイメージ図



体験雇用事業の流れ



奨励金の支給にはその他にも一定の要件がありますので、詳しくは都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。



学生職業総合支援センター・学生職業センター・学生等職業相談窓口

学生職業センター・学生等職業相談窓口は、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生等を対象とした就職支援のための専門窓口として、大学等新卒者に対する求人情報の提供、職業相談、職業紹介等を行っています。学生職業総合支援センターは、全国の学生職業センター・学生等職業相談窓口の中核として、職業相談・職業紹介、就職面接会等を幅広く実施しています。また、学生職業総合支援センターのホームページ（<http://job.gakusei.go.jp/F/F2000200.asp>）から、全国の求人情報やセミナーの開催情報等をご覧いただくことができます。

これらの施設では、きめ細かな相談等に応じておりますので、お気軽にご利用ください。利用料等一切無料です。

	学生等職業相談窓口等名称	住所	TEL
北海道	札幌学生職業センター（ヤングハローワーク札幌）*	〒060-8526 札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル7階	011(233)0202
青森	青森公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワークヤングプラザ）*	〒030-0803 青森市安方1-1-40 青森県観光物産館・アスパム3階	017(774)0220
岩手	盛岡公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク盛岡学生等職業相談コーナー）*	〒020-0024 盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 1F	019(653)8609
宮城	仙台学生職業センター*	〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン12F	022(726)8055
秋田	秋田公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （秋田学生職業相談室）*	〒010-1413 秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3階	018(889)8448
山形	山形公共職業安定所 学生等相談窓口 （やまがた学生相談コーナー）*	〒990-0828 山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1F	023(646)7360
福島	福島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （福島学生職業相談コーナー）	〒960-8589 福島市狐塚17-40	024(534)0466
茨城	水戸公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク水戸学生職業相談コーナー）	〒310-8509 水戸市水府町1573-1 水戸公共職業安定所付庁舎1F	029(231)6244
栃木	宇都宮公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク宇都宮 若者相談コーナー）*	〒320-0027 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館 本町合同ビル1階	028(650)5315
群馬	前橋公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク前橋 学生職業相談コーナー）	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1	027(290)2111
埼玉	大宮公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ヤングキャリアセンター埼玉 ハローワークコーナー）*	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-4 エクセレント大宮ビル6階	048(650)0000
千葉	船橋公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク船橋ヤングコーナー）*	〒273-0005 船橋市本町1-3-1 フェイスビル9階	047(426)8474
東京	学生職業総合支援センター	〒106-0032 港区六本木3-2-21 六本木ジョブパーク	03(3589)8609
神奈川	横浜公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク横浜 神奈川学生職業相談コーナー）*	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル5階	045(312)9206
新潟	新潟公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク新潟 若者しごと館）*	〒950-0901 新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSビル2階	025(240)4510
富山	富山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク富山 若年者職業相談コーナー）*	〒930-0805 富山市湊入船町6-7 サンフォルテ2階	076(444)8305
石川	金沢公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ヤングハローワーク金沢）*	〒920-0962 金沢市広坂2丁目1番1号 石川県広坂庁舎1号館1階	076(261)9453
福井	福井公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （福井ヤングハローワーク）*	〒918-8580 福井市西木田2-8-1 福井商工会議所1階	0776(34)4700
山梨	甲府公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ヤングハローワーク）*	〒400-0031 甲府市飯田一丁目1-20 山梨県JA会館5階 ジョブカフェやまなし内	055(221)8609
長野	長野公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク長野 学生就職支援室）*	〒380-0835 長野市南長野新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4階	026(228)0989
岐阜	岐阜公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワークヤングスポット岐阜）*	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058(278)4401

静岡	静岡公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー) *	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3F 静岡県中部県民生活センター内	054(202)4888
愛知	愛知学生職業センター (ゆ〜じゃん・ハローワークあいち) *	〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル12階	052(264)0701
三重	津公共職業安定所 学生等職業相談窓口*	〒514-0009 津市羽所町700 アスト津3階 おしごと広場みえ内	059(229)9591
滋賀	大津公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク大津学生職業相談コーナー) *	〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5階	077(521)0600
京都	京都西陣公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク西陣烏丸御池プラザ 若年相談コーナー)	〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上ル北西角 明治安田生命京都ビル1階	075(256)8609
大阪	大阪学生職業センター	〒542-0081 大阪市中央区南船場3-4-26 出光ナガホリビル9階	06(4963)4703
兵庫	神戸公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク神戸学生職業相談コーナー) *	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー12階	078(351)3371
奈良	奈良公共職業安定所 学生職業相談担当窓口	〒630-8113 奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎1階	0742(36)1601
和歌山	和歌山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (和歌山ヤングワークサロン) *	〒640-8033 和歌山市本町2丁目45 ジョブカフェわかやま1F	073(421)1220
鳥取	鳥取公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークとっとり) *	〒680-0846 鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル 1F	0857(39)8986
島根	松江公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングワークサロン) *	〒690-0003 松江市朝日町478-18	0852(28)8609
岡山	岡山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー) *	〒700-0901 岡山市本町6-36 第1セントラルビル7階 ハローワークプラザ岡山内	086(222)2900
広島	広島学生職業センター*	〒730-0013 広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル5階	082(224)1120
山口	山口公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤング・ハローワーク山口) *	〒754-0014 山口市小郡高砂町1-20	083(973)8080
徳島	徳島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー) *	〒770-0831 徳島市寺島本町西1-61 徳島駅クレメントプラザ5階	088(625)1735
香川	高松公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (しごとプラザ高松 学生相談コーナー)	〒760-0054 高松市常磐町1-9-1 しごとプラザ高松内	087(834)8609
愛媛	松山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークプラザ松山学生職業相談コーナー) *	〒790-0012 松山市湊町3-4-6 松山銀天街ショッピングビル GET! 4階	089(913)7416
高知	高知公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク高知若者相談コーナー) *	〒780-0822 高知市常屋町2丁目1-35 片岡ビル3階	088(802)2076
福岡	福岡学生職業センター*	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガー12階	092(714)1556
佐賀	佐賀公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークSAGA) *	〒840-0826 佐賀市白山2-2-7 KITAJIMAビル2階	0952(24)2616
長崎	長崎公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワーク長崎) *	〒850-0841 長崎市銅座町4-1 リそな長崎ビル5階	095(818)3011
熊本	熊本公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (熊本ヤングハローワーク) *	〒862-0950 熊本市水前寺1-4-1 水前寺駅ビル2階	096(385)8240
大分	大分公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークプラザおおい内 学生職業相談コーナー) *	〒870-0029 大分市高砂町2-50 OASISひろば21 地下1階	097(533)8600
宮崎	宮崎公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (宮崎学生職業相談コーナー)	〒880-2105 宮崎市大塚台西1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内	0985(62)4123
鹿児島	鹿児島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークかごしま) *	〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル(アイビル)3階	099(224)3433
沖縄	那覇公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク那覇 学卒部門) *	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 3階	098(866)8609

(平成21年7月現在)

(注) *印の地域においては、都道府県が主体的に設置する「若年者のためのワンストップサービスセンター」(通称:ジョブカフェ)と同一の建物内に設置されています。